

くらしのサポーター

徳島県消費生活センター

通信

2022
1月号

No.183

脱毛エステの通い放題コースなどでの中途解約・精算トラブルに注意！ 「途中でやめたら返金なし！？」「解約したのに支払いは続く…」

全国の消費生活センター等には年間2,800件を超える脱毛エステの相談が寄せられており、近年は男性がひげ脱毛等に通りトラブルとなるケースも増加しています。脱毛エステの相談はクーリング・オフや中途解約など解約に関するトラブルが多くみられますが、中でも「通い放題」「○年間脱毛し放題」「期間・回数無制限」「永久保証」「△年施術保証」などの長期間の施術を前提とするコースで中途解約・精算をするときにトラブルが生じたという事例が目立ちます。

【事例1】永久保証をうたう脱毛を40万円で契約し1回施術後、解約したら10万円請求された

インターネットで評判の良かった脱毛サロンに出向いた。「40万円支払えば永久に脱毛が受けられる。これ以上お金はかからない」と説明され、高額だが一生この値段で受けられるのであればと思い契約した。1回目の施術で痛みがあったが「これ以上出力を抑えると効果がなくなるので我慢して」と言われた。施術は3か月に1度しか受けられず、続けられないと思い解約を申し出たら1回の施術代8万円と違約金2万円で合計10万円の解約料を請求された。契約書には「期間は1年間、施術は5回までが有償、6回目以降は無償」との記載があった。1回のみ施術なのに解約料が高額で納得できない。（20歳代 女性）

【事例2】3年間通い放題コースを契約し中途解約したら有償部分は1回のみと返金を断られた

インターネットで男性向け脱毛エステを調べ、無償カウンセリングを受けに店舗へ出向いたところ、「今日に限り契約できる特別なコース。3年間通い放題（最大18回）で脱毛できる」と勧められ30万円の契約をした。4回施術を受けたが、毛包炎を起こしたこと、コロナ禍で支払いに不安を感じたことなどから中途解約を申し出たが「中途解約はできない。初回の1回が有償で残りの最大17回の施術は無償である。すでに初回は施術済みなので返金もない」と言われた。契約書には1回当たりの単価の記載はなく、特記事項として「期間は36カ月、中途解約不可」と書かれていた。（20歳代 男性）

【消費者へのアドバイス】

- ◎脱毛エステの長期間にわたる契約は「解約しなければならないとき」も想定して慎重に確認しましょう。
- ◎長期間の契約が心配なときは都度払いができるコースやエステ店を選択しましょう。
- ◎必ず契約書面で有償の期間・回数と単価を確認しましょう。
- ◎「月々○千円～」は月払い（都度払い）ではなく、クレジットの分割払金かもしれません。支払いが続く期間・回数も意識しましょう。

【国民生活センター】



困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
 188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらすポ川柳



電話なる
騙されないぞと
身構えて
藍住町
さっちゃんさん

衣替え
ほころび直し
洗濯す
松茂町
つくもはじめさん

熱い蒸気と内部の湯に注意～知って防ごう加湿器の事故～

肌やのどの乾燥防止に活躍する「加湿器」や「加湿機能付きの空気清浄機」（以下、「加湿器等」）は、新型コロナウイルス感染症への対策としての需要もあり、特に最近、出荷数が大きく増加しています。また、例年4月をピークに空気の乾燥が進み、各所で乾燥注意報も多く発令されるため、加湿器等の利用機会は今後も増加することが見込まれます。

しかし、取り扱いを誤ると、高温の蒸気や内部のお湯による子どものやけど、手入れ不足が原因で機器内部に漏水したことによる火災など事故に至るおそれもあります。

特に乳幼児は、体が小さく皮膚も薄いため、体表面積に占めるやけどの割合が高くなり、短時間で皮膚深くまでやけどが及びやすいなど、重症化しやすい傾向があるので、より一層の注意が必要です。その他、リコール対象製品による事故も発生しているため、お持ちの製品がリコール対象でないかどうかを確認してください。

■加湿器及び加湿機能付きの空気清浄機の気を付けるポイント

○取扱説明書や本体表示を確認し、熱いお湯や蒸気を使う製品は、子どもを近づけないようにする。

スチーム式、超音波式、気化式以外に加え、各方式を複合させたハイブリッド式の製品が販売されています。中でも、水をヒーターで加熱する仕組みをもつタイプは、高温の蒸気が生じたり、中に熱いお湯が貯まっていたりするため、やけどのおそれがあると考えられます。

○給水タンクには水道水を入れ、指定以外の薬剤などは入れない。満水ラインを超えて水を入れない。

給水タンクには水道水を入れてください。製品によっては水道水にアロマオイル等の他の液体や薬剤を加えて使用できる場合もありますが、指示された液体や薬剤以外のものは入れないでください。水が過度に泡立ったり、蒸気経路が詰まったりすることでお湯が吹き出すおそれがあります。また、満水ラインの指示がある場合、満水ラインを超えて水を入れると中身が溢れる原因となります。

○水あかは定期的にお手入れする。機器全体を丸洗いしない。

内部に水あかが過度に堆積したことで、機器内部で漏水したり、温度センサーや給水センサーに水あかが固着して正しく働かなくなったりすることで事故につながる場合があります。

○電源コードを引っ張ったり、折り曲げたり、きつく巻き付けたりしない。

○リコール対象になっていないかを確認する。

【NITE(製品評価基盤技術機構)】



《コラム》みなさんは、借金がありますか？

～県消費者法務相談員：中川まな美(弁護士)～

タイトルが唐突で驚かれたかもしれませんが、家を建てたり、自動車を買ったりする際にローンを組むことは一般的ですし、奨学金をもらって進学することもありますよね。誰でも、一生に少なくとも一度は、借金をすることがあるのではないのでしょうか。

けれども、借金が返せなくなったら大変です。弁護士の仕事をしていると、老若男女問わず、借金が返せなくなり、相談に訪れる人がたくさんいます。

普段は、普通にローンを返せていても、体を壊して仕事に行けなくなったとか、離婚したとか、会社の業績が悪化して、給料が減ったなど、誰にでも起こりうる、ふとしたことが原因で、ローンを返せない状態になることがあります。

借金を返済するために、別の人から借金をするようになったら、もう自分1人ではどうすることもできません。病気に例えると、かなり悪化した状態です。弁護士等の専門家に相談して、債務を整理する必要があります。

債務を整理する方法としては、自己破産、民事再生、任意整理等があります。

それぞれの詳しい内容については、また別の機会にお話ししますが、どの手続を使うべきかは、その人の債務や収入の状況等によりしますので、専門家に判断してもらうしかありません。なお、いずれの手続を使うにしても、基本的には、いわゆるブラックリストには載ってしまうので、しばらくは借金ができないことになります。

みなさんの周りに借金で困っている人は、いませんか。

きっとなんとかする方法があります。お近くの法テラスや弁護士会に電話して、弁護士に相談するように勧めてみてください。また、県消費者情報センターでも、月2回、多重債務、消費生活に関する弁護士相談を行っています。



消費者情報センターだより

令和3年度くらしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会を開催しました！

1月28日（金）、シビックセンターさくらホールで「令和3年度くらしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」を開催し、28名の方にご参加いただきました。

まず、消費者力開発協会事務局長 廣重美希様から、「広告の裏側から見た危険サイン～景品表示法をかいくぐるあの手この手～」と題し、景品表示法の概要について、各業界が定める公正競争規約についての説明のほか、消費者庁から措置命令があった実例、実際の広告を確認しながら説明をいただき、景品及び表示のルールについて学びました。

続いて、消費者情報センター担当者から、くらしのサポーターや消費生活コーディネーターの活動事例について、サポーター活動手帳やコーディネーターからの報告書を元に紹介しました。

参加した方からは、「廣重先生の講義は、実際の広告の事例などを示しながらの内容で、わかりやすく、良い勉強になった」という意見がありました。また、「コロナの影響で難しいが、グループワークなどで詐欺防止について話し合いができれば」といった意見もいただきました。

この交流会は、地域の消費者と行政をつなぎ、情報やニーズを伝達する役割を担っていただく「くらしのサポーター」の研修会として、また、より専門的知見を生かし、サポーターや行政と連携した消費者啓発等の活動をしていただく消費生活コーディネーターをはじめ、地域の見守りに携わる幅広い立場の方々との交流を図ることで、今後の活動における連携促進、地域の見守り体制強化につなげる目的で開催しています。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ終息が見通せない状況にありますが、今後も、サポーター・コーディネーターが交流を図ることができるよう、内容・方法を工夫して開催していきたいと思えます。



▲会場の様子



▲一般社団法人消費者力開発協会
事務局長 廣重美希氏

消費生活相談をLINEで受付中！

昨年11月から、県消費者情報センターのリニューアルオープンに併せて、LINEを活用した「とくしま消費者トラブル相談」を開始しました。

これは、日常的コミュニケーションツールとしてLINEをはじめとしたSNSが浸透していることから、新たな消費生活相談ツールとして開設したものです。

友だち登録方法、相談方法など詳しくは、添付のチラシをご覧ください。



くらしのコラム

いただきます

～食材の命をいただいている～

現職の教員であった時代のこと。若い臨時の教員と私は席が隣り合わせになった。昼食時間が定まっていなくて、昼時適宜昼食をとっていた。

4月の学期が始まって間もなく、たまたま二人の昼食の時刻が重なった。彼女は、風呂敷から弁当箱を出した後、体の中心の前に弁当箱を置き両手を合わせて「いただきます」と言ってから弁当箱を開けた。

私は妻の作ってくれた弁当箱を無造作に開けて食べていたのである。彼女は、朝、自分が作った弁当を開けても「いただきます」と言っていた。

その後、私は、「いただきます」との感謝の気持ちは、作ってくれた人たち、更には、生き物（肉や野菜）の命をいただくことへの感謝を込められていることを知ったのである。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>



消費者トラブル LINEで相談しませんか？



こんな
相談が
できます



海外から心当たりのない荷物が届いた 🐼

ネット通販で「お試し」だと思い商品を
注文したが、定期購入の申込みだった 🐼

LINE友だち登録の方法

【用意するもの】

スマートフォン・タブレット端末等(LINEアプリがインストール済みのもの)

STEP

1 まずは
「友だち登録」から

右に掲載している友だち登録用のQRコードを
スマートフォン等で読み取ってください。



STEP

2 画面下に2つアドレスが
出てくるのでどちらかを
タップしてください。
(この画面が表示されずに
STEP3へ進む場合があります)



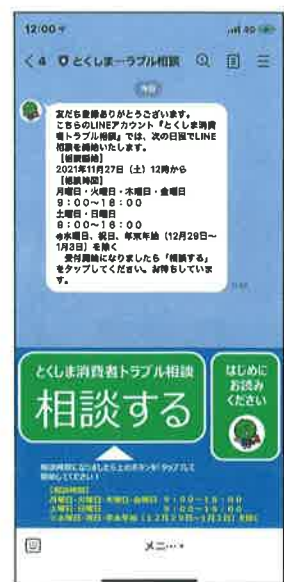
STEP

3 次に出てくる画面下の
「追加」というボタンを
タップしてください。



STEP

4 下図のようにLINEの
トーク画面が表示されれば、
友だち登録完了です。



LINE相談

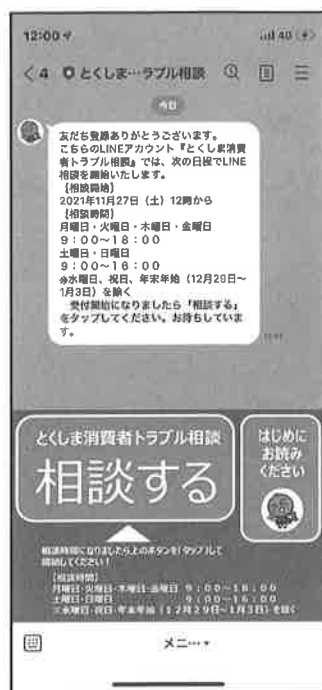
- ・対象者 徳島県内にお住まいの方
- ・相談時間 〈平日〉 9:00 ~ 18:00
〈土日〉 9:00 ~ 16:00
※水曜・祝日・年末年始を除く

徳島県消費者情報センター
TEL.088-623-0110

「とくしま消費者トラブル相談」相談の流れ

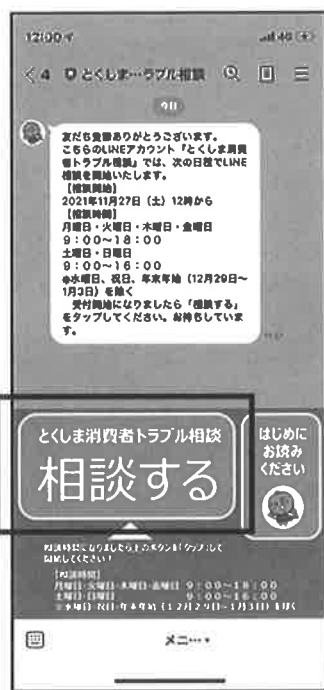
STEP 1

LINEアプリを起動し、
友だち登録をしていただいた
「とくしま消費者トラブル相談」の
トーク画面を表示してください。



STEP 2

画面下の「相談する」
というボタンをタップ
してください。



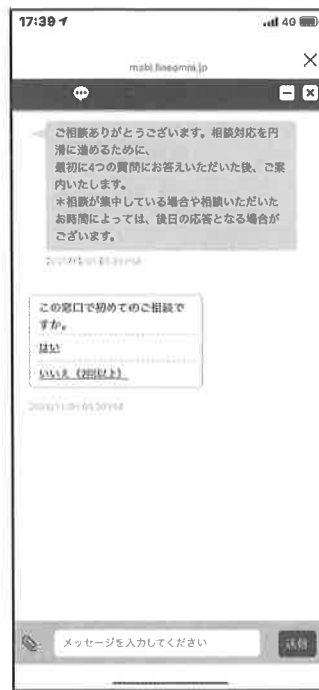
STEP 3

最初に一度だけ、下図の
確認用画面が表示され
ますので、確認の上、
「許可する」をタップして
ください。



STEP 4

LINEのトーク画面とは
別のWEBチャット画面が
下図のように表示されます
ので、自動的に表示される
質問にお答えいただくと、
相談が開始できます。



※LINE相談は国のガイドラインに沿ったシステムにより実施します

徳島県消費者情報センター

徳島市寺島本町西1丁目5番地アミコビル東館7階

TEL.088-623-0110

相談時間

〈平 日〉9：00～18：00（水曜を除く）

〈土・日〉9：00～16：00

※水曜・祝日・年末年始は休所日です
※来所相談は10：00からです

●ホームページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>



メールマガジン配信中!!

最新の消費者トラブル情報・
地域のイベントなど、
暮らしのお役立ち情報を
配信しています。

●詳しくはこちらから

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/merumaga/>

